



目次

条例

- [職員の配偶者同行休業に関する条例のあらまし\(人事課\)](#)
- [職員の配偶者同行休業に関する条例\(人事課\)](#)
- [埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例のあらまし\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例のあらまし\(少子政策課\)](#)
- [埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例\(少子政策課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし\(住宅課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例\(住宅課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(保健体育課\)](#)
- [埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例\(保健体育課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例のあらまし\(警務課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例\(警務課\)](#)

規則

- [埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則\(改革推進課\)](#)
- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)
- [規則の分類に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の任用に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)
- [職員の配偶者同行休業に関する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)
- [埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令\(教委・総務課\)](#)
- [技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令\(教職員課\)](#)
- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

管理規程

- [埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)

- [埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [埼玉県総務事務システムデータベースサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [埼玉県総務事務システムソフトウェアの賃貸借に関する落札者等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [熊谷スポーツ文化公園屋内運動施設膜屋根等復旧工事に関する入札公告\(入札課\)](#)
- [市民管理協定の認定\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [肥料の登録に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料の有効期間の更新に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [肥料取締法の規定による登録事項の変更に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [備前渠用水路土地改良区の合併認可\(農村整備課\)](#)
- [草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道宗岡さいたま線\(志木市上宗岡四丁目\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷寄居線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道菅谷寄居線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

雑報

- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

職員の配偶者同行休業に関する条例（埼玉県条例第三十七号）（人事課）

一 趣旨

地方公務員法第二十六条の六の規定に基づき、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための配偶者同行休業制度を設けるもの

二 内容

(一) 休業事由

ア 配偶者が外国で勤務する場合

イ 配偶者が外国で事業の経営その他の個人の業としての活動を行う場合

ウ 配偶者が外国の大学及び大学院で修学する場合

(二) 休業期間 三年を超えない範囲内

(三) 給与 無給

三 施行期日

公布の日

条 例

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十七号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十六条の六第一項、第二項、第六項から第八項まで及び第十一項において準用する法第二十六条の五第六項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第二条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第三条 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の事由)

第四条 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条第一号において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

一 外国での勤務

二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

第五条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請の内容を確

認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第六条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第七条 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

二 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第十三条に規定する特別休暇のうち埼玉県人事委員会規則(第十条及び第十二条において「委員会規則」という。)で定める休暇を取得することとなったこと。

三 配偶者同行休業をしている職員が、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業をすることとなったこと。

(報告)

第八条 配偶者同行休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、その旨を任命権者に報告しなければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- 四 前条第一号に該当することとなった場合

2 第五条第二項の規定は、前項の報告について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び第三項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度とし

て行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第三項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ第一項の規定により任期を定めて採用された職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号給の調整)

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日として委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第十一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第七条の四第一項及び第八条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第七条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第八条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委員会規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(埼玉県地方警察職員定数条例の一部改正)

2 埼玉県地方警察職員定数条例(昭和二十九年埼玉県条例第二十八号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)

第二条の規定により、配偶者同行休業をしている職員

(埼玉県職員定数条例の一部改正)

3 埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

九 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)

第二条の規定により、配偶者同行休業をしている職員

(埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部改正)

4 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二項に次の一号を加える。

八 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)

第二条の規定により、配偶者同行休業をしている職員

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

5 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第十九条の四 職員が職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)第二条の規定による管理者の承認を受けた場合は、その配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条第一項」の下に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)第九条第一項」を加える。

第十条第一号中「第六条第一項」の下に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例第九条第一項」を加える。

(埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員との給与)

第二十四条の三 職員が職員との配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)第二条の規定による管理者の承認を受けた場合は、その配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

8 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況

(埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

9 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

六 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)

第二条の規定による配偶者同行休業をした期間

(埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

10 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員との給与)

第二十二条の三 職員が職員との配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)第二条の規定による管理者の承認を受けた場合は、その配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第三十八号）（税務課）

一 趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、法人県民税の法人税割の税率の引下げ等を行う。

二 内容

(一) 法人県民税

地方法人税（国税）の創設に伴い、法人税割の税率の引下げを行う。

(二) 法人事業税

地方法人特別税（国税）の三分の一を法人事業税に還元することに伴い、所得割及び収入割の税率の引上げを行う。

(三) その他

地方税法等の改正に伴う規定の整備

三 施行期日

二(一)及び二(二)については、平成二十六年十月一日

二(三)については、平成二十八年四月一日

条 例

埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十八号

埼玉県税条例及び法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県税条例の一部改正)

第一条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)第七条の三の五に定めるものを「恒久的施設(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。)」に改め、同条第四項中「施行令」を「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。)」に改める。

第三十条の二中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

第三十一条第六項中「その事業が行われる場所で施行令第十条の二に定めるもの」を「恒久的施設」に改める。

第三十一条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

附則第二十七条中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十年埼玉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の五・八」を「百分の四」に改める。

第三条第一項中「五・八分の〇・八」を「四分の〇・八」に改め、同条第二項第三号中「第五十三条第十二項に定める」を「第五十三条第十二項第一号に定める内国法人の」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二

号を加える。

四 法第五十三条第十二項第二号に定める外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額

五 法第五十三条第十二項第三号に定める外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額

第三条第三項中「前項第一号から第四号まで」を「前項各号」に改め、同条第六項中「（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）」を「及び第百四十四条の四第一項」に、「受ける法人に対する同項」を「受ける法人に対する第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県税条例第二十一条、第三十一条第六項及び第三十一条の三第一項の改正規定並びに第二条中法人の県民税の特例に関する条例第三条第二項、第三項及び第六項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例第三十条の二の規定並びに第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第二条及び第三条第一項の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税に関する経過措置）

3 第一条の規定による改正後の埼玉県税条例附則第二十七条の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十九号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例」に基づく指定の申出があつた特定非営利活動法人を、指定特定非営利活動法人として指定する。

二 内容

指定する特定非営利活動法人の名称（所在地）

特定非営利活動法人国際協力NGO・IV・JAPAN（さいたま市）

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十

六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

7	特定非営利活動法人国際協力N G O・I V・J A P A N	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目 五百四十五番地ニシティヒルズ一〇
---	-------------------------------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（少子政策課）

一 趣旨

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、埼玉県母子福祉センターを母子・父子福祉施設とするとともに、施設の名称を変更する。

二 内容

- (一) 新たな施設の名称 埼玉県母子・父子福祉センター
- (二) 改正後の利用者 母子家庭の母若しくは父子家庭の父又はこれらの者の子女
- (三) その他規定の整備

三 施行期日

平成二十六年十月一日

条 例

埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

埼玉県母子福祉センター条例の一部を改正する条例

埼玉県母子福祉センター条例（昭和三十九年埼玉県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県母子・父子福祉センター条例

第一条の表以外の部分中「母子家庭」の下に「及び父子家庭（次条第一号及び第三条において「母子家庭等」という。）」を加え、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改め、同条の表中「埼玉県東部中央母子福祉センター」を「埼玉県東部中央母子・父子福祉センター」に、「埼玉県西部母子福祉センター」を「埼玉県西部母子・父子福祉センター」に、「埼玉県北部母子福祉センター」を「埼玉県北部母子・父子福祉センター」に、「埼玉県秩父母子福祉センター」を「埼玉県秩父母子・父子福祉センター」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改め、同条第一号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「又はその」を「若しくは父子家庭の父又はこれらの者の」に改め、同条第五号中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第三条中「母子家庭」を「母子家庭等」に、「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

第四条から第九条までの規定中「母子福祉センター」を「母子・父子福祉センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（住宅課）

一 趣旨

母子及び寡婦福祉法の一部改正を踏まえ、県営住宅の入居予定者の選定の特例の対象を拡大する等の改正

二 内容

- (一) 入居予定者の選定の特例の対象に父子世帯を追加
- (二) 法令改正等に伴う規定の整備

三 施行期日

平成二十六年十月一日

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十一号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号水中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「附則第四条第一項に規定する支援給付」の下に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付」を加える。

第十一条第二号を次のように改める。

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子又は同条第二項に規定する配偶者のない男子で、現に二十歳未満の児童を扶養している者

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十二号）（保健体育課）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の改定等をするための改正

二 内容

補償基礎額の改定等

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三第七項及び第二条第五項中「附則第三十二条第十項」を「附則第三十二条第十一項」に改める。

別表中	
五、六六〇円	七、三五二円
四、二四三円	四、九二六円
八、六七〇円	五、八六四円
九、六一二円	六、八五三円

一、四二一円	一一、〇八五円	五、九四三円	七、七二〇円	九、
七、八一五円	八、五〇九円	五、〇二〇円	六、〇四八円	六、

四〇〇円	一、六五三円	一一、五三八円	一一、二八五円
八八〇円	八、〇七八円	八、九九八円	九、四七五円

に改め、同表の備考

第二号(一)中「医師及び歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては五年」を「四年」に改め、同号中(二)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成二十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

本号で公布された条例のあらまし

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（警務課）

一 趣旨

東入間警察署の庁舎の建替えによる新庁舎への移転に伴い、同署の位置を変更するための改正

二 内容

東入間警察署の位置の変更

東入間警察署の位置を「入間郡三芳町」から「ふじみ野市」に改める。

三 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表東入間警察署の項位置の欄中「入間郡三芳町」を「ふじみ野市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

規 則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）

の一部を次のように改正する。

別表第三副知事専決事項の欄中14を16とし、13を15とし、同欄12中「11」を「13」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11を同欄13とし、同欄10中「9」を「11」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄中9を11とし、8を10とし、7の次に次のように加える。

8 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事室長、部長、会計管理者及び労働委員会事務局長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

9 法第二十六条の六第六項の規定に基づき、8の承認を取り消すこと。
別表第四総務部の表人事課の項第二号事務の種類の欄中「職員の自己啓発等休業に関する条例」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例」を加え、同号部長専決事項の欄中18を20とし、14から17までを16から19までとし、同欄13中「12」を「14」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄12を同欄14とし、同欄11中「10」を「12」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10を同欄12とし、同欄9中「7」を「9」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄中8を10とし、5から7までを7から9までとし、4の次に次のように加える。

5 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副部長等、課長、地域機関の長、労働委員会事務局の副事務局長及び課長並びに収用委員会事務局長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

6 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、5の承認を取り消すこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「三〇八」を「二六八」に改め、同表二三の項中「三六・九六」

を「三六・一六」に、「一七三」を「二七一」に改め、同表一二七の項中

中層耐

火
五八・三〇
二〇〇

を

高層耐火	中層耐火
五三・五九まで	五八・三〇
三七・一四から	二〇〇

に改め、同表二一

三の項中「五七・一二」を「五七・九二」に、「六〇」を「一六一」に改める。

様式第一号（表面）中「外中」の次に「X₁戸建中」を加える。

附則

この規則は、平成二十六年八月一日から施行する。ただし、様式第一号（表面）の改正規定は、同年十月一日から施行する。

規則

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号及び第十二条の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

(学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十 配偶者同行休業職員(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている学校職員をいう。以下同じ。)

第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者同行休業職員として在職した期間については、その二分の一の期間第八条第二号中「、第八号又は第九号」を「及び第八号から第十号までのいずれか」に改める。

第十二条第二項第三号中「第九号」を「第九号又は第十号」に改める。

(学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第三条 学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した

場合

第四条第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、配偶者同行休業をし」を加

える。

（平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部改正）

第四条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第十条」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第十条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会規則第十三号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六の次に次の二条を加える。

（配偶者同行休業の承認申請）

第十八条の七 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、配偶者同行休業条例第六条第一項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の一月前までに、配偶者同行休業承認申請書（別表第七の七）を教育委員会に提出しなければならない。

（配偶者同行休業状況報告書）

第十八条の八 職員は、配偶者同行休業条例第八条第一項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（別表第七の八）を教育委員会に提出しなければならない。

別表第七の六の次に次の二表を加える。

別表第7の7（第18条の7関係）

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		学校名 職 名 氏 名
		㊟
承 認 次のとおり配偶者同行休業の 期間の延長 を申請します。		
1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 （所在地）	（ ）
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 （所在地）	（ ）
	外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の 外国滞在中の住所（居所）	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

- (注)
- 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。
 - 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
 - 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 - 4 該当する口には△印を記入すること。

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名

職 名

氏 名

㊟

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名及び職業に変更があった。
(変更後の氏名：)
(変更後の職業：)
- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。
(変更後の滞在事由： 外国での勤務
 事業の経営その他の個人の業としての活動
 大学等での修学
変更後の所属先名称：
変更後の所属先所在地：)
- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
(変更後の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
(変更後の住所又は居所：)

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはㄥ印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一 六二

規則の分類に関する規則の一部を改正する規則

規則の分類に関する規則（埼玉県人事委員会規則一 二）の一部を次のように改正する。

本則中「二二〇の系列 自己啓発等休業」を

「二二三〇の系列 自己啓発等休業」
二二三〇の系列 配偶者同行休

業
業
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則六―八二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六―一一）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項に次の一号を加える。

五 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）

第九条第一項第一号の規定に基づき任期を定めて採用される職への採用

第二十条第五項中「第一項第四号」の下に「及び第五号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則七―九六一

通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 通勤手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二四)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第三号及び第十二条の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―九三)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十 配偶者同行休業職員(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。)

第六条第二項第六号中「第十二条第二項第五号」を「第十二条第二項第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者同行休業職員として在職した期間については、その二分の一の期間
第八条第二号中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に改める。

第十二条第二項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者同行休業職員として在職した期間

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第三条 給料等の支給に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一〇)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をい

う。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「配偶者同行休業をし」を加える。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―八五四)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「又は職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)第十条」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第十号)第十条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号)第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一八―九

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一八―六）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則二三―一

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 職員の配偶者同行休業に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(条例第七条第二号の委員会規則で定める休暇)

第二条 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年埼玉県条例第三十七号。以下「条例」という。)第七条第二号の埼玉県人事委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定める休暇は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(埼玉県人事委員会規則一三一―八)第十一条第一項第一号に規定する場合における休暇とする。

2 配偶者同行休業をしている職員が学校職員(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第二条に規定する学校職員をいう。以下同じ。)であるときは、条例第七条第二号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第十三条」とあるのは「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第十五条」と読み替えて適用するものとする。この場合において、条例第七条第二号の委員会規則で定める休暇は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年埼玉県教育委員会規則第九号)第十二条第一項第一号に規定する場合における休暇とする。(条例第十条の委員会規則で定める日)

第三条 条例第十条の委員会規則で定める日は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―二二一)第三十二条に規定する昇給日(配偶者同行休業をしている職員が学校職員であるときは、学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号)第二十六条に規定する昇給日)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第七号

本 庁
地 域 機 関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の四の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業をする者の給与）

第八条の五 技能職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第八号

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員服務規程（昭和四十二年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の六の次に次の二条を加える。

（配偶者同行休業の承認申請）

第十二条の七 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、配偶者同行休業条例第六条第一項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の一月前までに、配偶者同行休業承認申請書（様式第十一号の七）を所属長に提出しなければならない。

（配偶者同行休業状況報告書）

第十二条の八 職員は、配偶者同行休業条例第八条第一項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（様式第十一号の八）を所属長に提出しなければならない。

様式第十一号の六の次に次の二様式を加える。

様式第 11 号の 7 (第 12 条の 7 関係)

配偶者同行休業承認申請書	年 月 日
埼玉県知事 様	所属所名
	職 名 氏 名 印
次のとおり配偶者同行休業の承認を申請します。	

1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3 及び 4 に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3 及び 5 に記入)
2	氏名	
	職業	
申請に係る配偶者	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国籍の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
	延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	既に配偶者同行休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
	備考	

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在中の事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 4 該当する□には△印を記入すること。

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

所属所名
職 名 氏 名^⑤

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しなくなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第 4 条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名又は職業に変更があった。
(変更後の氏名：
(変更後の職業：
))
- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。
{ 変更後の滞在事由： 外国での勤務
 事業の経営その他の個人の業としての活動
 大学等での修学
変更後の所属先名称：
変更後の所属先所在地：
})
- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
(変更後の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
(変更後の住所又は居所：
))

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には△印を記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の六の次に次の二条を加える。

（配偶者同行休業の承認申請）

第十四条の七 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号。以下この条及び次条において「配偶者同行休業条例」という。）第二条の規定により配偶者同行休業の承認の申請をしようとするときは原則として当該配偶者同行休業をしようとする期間の始まる日の一月前までに、配偶者同行休業条例第六条第一項の規定により配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとするときは原則として現に承認を受けている配偶者同行休業の期間の満了する日の一月前までに、配偶者同行休業承認申請書（様式第十六号の七）を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。

（配偶者同行休業状況報告書）

第十四条の八 職員は、配偶者同行休業条例第八条第一項の規定により配偶者同行休業に係る状況について報告しようとするときは、配偶者同行休業状況報告書（様式第十六号の八）を所属長を経て教育委員会に提出しなければならない。様式第十六号の六の次に次の二様式を加える。

様式第16号の7（第14条の7関係）

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
埼玉県教育委員会 様		所属所名 職 名 氏 名 ㊦
次のとおり配偶者同行休業の承認期間の延長を申請します。		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業（2、3及び4に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2、3及び5に記入）	
2 申請に係る配偶者	氏名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
外国滞在事由の 継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで	
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
- 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由、休業期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 4 該当する□には△印を記入すること。

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

所属所名

職 名 氏 名 ⑩

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例第4条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名又は職業に変更があった。
(変更後の氏名：)
(変更後の職業：)
- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。
(変更後の滞在事由： 外国での勤務
 事業の経営その他の個人の業としての活動
 大学等での修学
変更後の所属先名称：
変更後の所属先所在地：)
- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
(変更後の期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
(変更後の住所又は居所：)

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には☑印を記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第3号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する

訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育長専決事項の欄中23を28とし、20から22までを25から27までとし、同欄19中「18」を「23」に改め、同欄19を同欄24とし、同欄18を同欄23とし、同欄17中「16」を「21」に改め、同欄17を同欄22とし、同欄中16を21とし、15の次に次のように加える。

16 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定に基づき、副教育長又は部長の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）（第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

17 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）（第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副教育長又は部長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

18 地方公務員法第二十六条の五第五項の規定に基づき、17の承認を取り消すこと。

19 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）（第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副教育長又は部長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

20 地方公務員法第二十六条の六第六項の規定に基づき、19の承認を取り消すこと。

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号部長専決事項の欄中24を29とし、20から23までを25から28までとし、同欄19中「18」を「23」に改め、同欄19を同欄24

とし、同欄 18 を同欄 23 とし、同欄 17 中「16」を「21」に改め、同欄 17 を同欄 22 とし、同欄 16 を 21 とし、15 の次に次のように加える。

16 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定に基づき、副部長、参事、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業に関する条例第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

17 職員の自己啓発等休業に関する条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副部長、参事、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

18 地方公務員法第二十六条の五第五項の規定に基づき、17 の承認を取り消すこと。

19 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副部長、参事、部付、課長、教育事務所長及び県立教育機関の長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

20 地方公務員法第二十六条の六第六項の規定に基づき、19 の承認を取り消すこと。

別表第二県立学校部の表県立学校校人事課の項第一号部長専決事項の欄中 30 を 35 とし、24 から 29 までを 29 から 34 までとし、同欄 23 中「22」を「27」に改め、同欄 23 を同欄 28 とし、同欄 22 を同欄 27 とし、同欄 21 中「20」を「25」に改め、同欄 21 を同欄 26 とし、同欄 20 を 25 とし、19 の次に次のように加える。

20 地方公務員法第二十六条の二第一項の規定に基づき、校長の修学部分休業の承認をし、又は職員の修学部分休業に関する条例第四条の規定に基づき、その承認を取り消すこと。

21 職員の自己啓発等休業に関する条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、校長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

22 地方公務員法第二十六条の五第五項の規定に基づき、21 の承認を取り消すこと。

23 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、校長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

24 地方公務員法第二十六条の六第六項の規定に基づき、23 の承認を取り消すこ

と。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中17を21とし、16を20とし、同欄15中「14」を「18」に改め、同欄15を同欄19とし、同欄14を同欄18とし、同欄13中「12」を「16」に改め、同欄13を同欄17とし、同欄中12を16とし、11の次に次のように加える。

12 職員の自己啓発等休業に関する条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、校長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。

13 地方公務員法第二十六条の五第五項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

14 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、校長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

15 地方公務員法第二十六条の六第六項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県教育委員会訓令第四号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の四の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業をする者の給与）

第八条の五 技能職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県人事委員会訓令第一号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四事務局職員の仕事等に関する事務の項委員長専決事項の欄中15を17とし、14を16とし、同欄13中「12」を「14」に改め、同欄中13を15とし、12を14とし、同欄11中「10」を「12」に改め、同欄中11を13とし、10を12とし、9の次に次のように加える。

10 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第二条（配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事務局長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

11 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。
別表第二の四事務局職員の仕事等に関する事務の項事務局長専決事項の欄中25を27とし、20から24までを22から26までとし、同欄19中「18」を「20」に改め、同欄中19を21とし、18を20とし、同欄17中「16」を「18」に改め、同欄中17を19とし、16を18とし、15の次に次のように加える。

16 配偶者同行休業条例第二条（配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、参事、副事務局長、課長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

17 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、16の承認を取り消すこと。
別表第四総務給与課長専決事項の欄中13を15とし、12を14とし、同欄11中「10」を「12」に改め、同欄中11を13とし、10を12とし、同欄9中「8」を「10」に改め、同欄中9を11とし、8を10とし、7の次に次のように加える。

8 配偶者同行休業条例第二条（配偶者同行休業条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（事務局長、参事、副事務局長、課長を除く。）の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

9 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、8の承認を取り消すこと。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第六号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三管理者決裁事項の欄中13を15とし、同欄12中「11」を「13」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄中11を13とし、10を12とし、同欄9中「8」を「10」に改め、同欄9を同欄11とし、同欄8を同欄10とし、同欄7中「6」を「8」に改め、同欄7を同欄9とし、同欄中6を8とし、5の次に次のように加える。

6 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、企画参事、参事、管理部長、水道部長及び契約局長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

7 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、6の承認を取り消すこと。
別表第三局長、企画参事及び参事の専決事項の欄中18を20とし、17を19とし、同欄16中「15」を「17」に改め、同欄16を同欄18とし、同欄中15を17とし、14を16とし、同欄13中「12」を「14」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄12を同欄14とし、同欄11中「10」を「12」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄中10を12とし、9の次に次のように加える。

10 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、副参事、本庁の課長、地域機関の長並びに局に置く主幹及び主査の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

11 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員給与規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十号」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十 職員の服務等に関する事務の項中管理者決裁事項の欄及び局長専決事項の欄を次のように改める。

1 地公法第三十四条第二項の規定に基づき、局長、病院建設部長、契約局長及び病院の長が職務上の秘密に属する事項を公表することについて許可すること。

2 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、局長、病院建設部長、契約局長及び病院の長の営利企業等への従事を許可すること。

3 局長、病院建設部長、契約局長及び病院の長の職務に専念する義務を免除すること。ただし、次に掲げる場合を除く。

イ 引き続き三日未満の研修を受ける場合

ロ 引き続き三日未満の厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ニ 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合

4 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第十三号の規定に基づき、管理者が必要と認め人事委員会の承認を得ること。

5 局長、病院建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の県外旅行を命令し、及び復命を受けること。

1 地公法第三十四条第二項の規定に基づき、職員（局長、病院建設部長、契約局長及び病院の長を除く。）が職務上の秘密に属する事項を公表することについて許可すること。

2 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、参事、副病院長及び所長の営利企業等への従事を許可すること。

3 本庁の課長、技術評価幹、病院の事務局長、参事、副病院長及び所長の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。

イ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合

ロ 地方公務員災害補償法第五十一条又は第六十条第一項の規定に基づき、審査請求若しくは再審査請求をし、又は審査請求人として出頭する場合

ハ 労働組合法第七条の規定に違反した旨の申立てをし、及びこれに関し、労働委員会が行う審問のため出頭する場合

ニ 国若しくは公共団体又は公共的団体の依頼を受けて講演、講義、演技等を行う場合

ホ 県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合

4 局長、病院建設部長、契約局長、本庁の課長及び技術評価幹の次に掲げる場合（局長、病院建設部長、契約局長にあってはイ及びロの場合のうち引き続き三日未満のもの、二の場合並びにトの場合のうち永年勤続表彰受賞に係る場合については、引き続き三日未満の場合に限り、本庁の課長にあってはイ及びロのうち引き続き三日未満のもの、二の場合並びにトの場合のうち引き続き三日未満の永年勤続表彰受賞に係る場合を除く。）における職務に専念する義務を免除するこ

- 6 局長、病院建設部長、契約局長及び病院の長の引き続き三日以上の休暇に関すること。
- 7 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号。以下この表において「自己啓発等休業条例」という。）第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、病院建設部長及び契約局長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発等休業の期間の延長を承認すること。
- 8 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、7の承認を取り消すこと。
- 9 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、病院建設部長及び契約局長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。
- 10 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。
- 11 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この表において「育児休業法」という。）第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、病院建設部長及び契約局長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。
- 12 育児休業法第五条第二項の規定に基づき、11の承認を取り消すこと。
- 13 育児休業法第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、病院建設部長及び契約局長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。
- 14 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、13の承認を取り消すこと。
- 15 育児休業法第十七条の規定に基づき、局長、病院建設部長及び契約局長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等に

と。

イ 研修を受ける場合

ロ 厚生に関する計画の実施に参加する場合

ハ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合

ニ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合

ホ 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合

ヘ 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合

ト 管理者が特に必要と認め人事委員会の承認を受けた場合

おける育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。

- 16 埼玉県病院局職員就業規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号。以下この表及び別表第三において「就業規程」という。）第十八条第一項の規定に基づき、局長、病院建設部長及び契約局長の部分休業の承認をすること。
- 17 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、16の承認を取り消すこと。
- 18 就業規程第十八条の二の規定に基づき、局長、病院建設部長及び契約局長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

- 5 局長（県外旅行にあつては、引き続き三日以上の旅行を除く。）、本庁の課長及び技術評価幹の引き続き三日以上の旅行を命令し及び復命を受けること。
- 6 局長の休暇（引き続き三日以上の休暇を除く。）、本庁の課長及び技術評価幹の引き続き三日以上の休暇に関すること。
- 7 局長の休日及び時間外勤務を命ずること。
- 8 局長の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- 9 局長の休日の代休日を指定すること。
- 10 自己啓発等休業条例第二条（同条例第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の自己啓発等休業の承認をし、又は自己啓発休業等の期間の延長を承認すること。
- 11 地公法第二十六条の五第五項の規定に基づき、10の承認を取り消すこと。
- 12 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。
- 13 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。
- 14 育児休業法第二条又は第三条の規

定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児休業又は育児休業の期間の延長の承認をすること。

- 15 育児休業法第五条第二項の規定に基づき、14の承認を取り消すこと。
- 16 育児休業法第十条又は第十一条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務又は育児短時間勤務の期間の延長の承認をすること。
- 17 育児休業法第十二条において準用する第五条第二項の規定に基づき、16の承認を取り消すこと。
- 18 育児休業法第十七条の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務を行わせること。
- 19 就業規程第十八条第一項の規定に基づき、本庁の課長および技術評価幹の部分休業の承認をすること。
- 20 就業規程第十八条第三項の規定に基づき、19の承認を取り消すこと。
- 21 就業規程第十八条の二の規定に基づき、本庁の課長、技術評価幹及び病院の長の修学部分休業の承認をし、又はその承認を取り消すこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局人事事務取扱規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局人事事務取扱規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第十一号）

の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「自己啓発等休業承認申請書」の下に「等」を加え、同条第一項中「服務規程第十二条の五第一項の規定による自己啓発等休業承認申請書」の下に「又は第十二条の六の規定による自己啓発等休業状況報告書（以下この条において「自己啓発等休業承認申請書等」という。）を、「当該自己啓発等休業承認申請書」の下に「等」を加え、「第二十条の二第一項において」を「以下」に改める。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業承認申請書等の提出）

第二十条の三 所属長は、職員から服務規程第十二条の七の規定による配偶者同行休業承認申請書又は十二条の八の規定による配偶者同行休業状況報告書（以下この条において「配偶者同行休業承認申請書等」という。）の提出があったときは、速やかに当該配偶者同行休業承認申請書等を決裁権者に提出しなければならない。

2 所属長は、職員から配偶者同行休業承認申請書の提出があった場合において、当該配偶者同行休業承認申請書に係る配偶者同行休業の期間中臨時的に任用すべき適当な候補者があるときは、第七条の規定の例によりその旨を課長に申し出るものとする。

3 所属長は、配偶者同行休業をした職員が配偶者同行休業の期間の満了により職務に復帰した場合には、速やかにその旨を経営管理課長に報告しなければならない。

第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業通知書の交付）

第二十一条の三 次の各号に掲げる場合には、別表第二に定めるところにより、第五号様式の配偶者同行休業通知書を交付する。

- 一 配偶者同行休業を承認する場合
- 二 配偶者同行休業を承認しない場合
- 三 配偶者同行休業の延長を承認する場合

- 四 配偶者同行休業の延長を承認しない場合
 - 五 配偶者同行休業の承認が失効した場合
 - 六 配偶者同行休業の承認を取り消す場合
 - 七 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合（配偶者同行休業の期間満了により職務に復帰した場合を除く。）
- 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第五条、第六条関係）

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
採用	<p>(1) 職員に採用する場合</p> <p>(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年病院事業管理規程第4号）附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合</p>	<p>埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 職（ ） 級に決定する 号給を給する</p> <p>平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する</p>	
	<p>(2) 法第22条第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第2号又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第37号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第9条第1項第2号の規定により臨時的任用を行う場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員法第22条第2項(又は)地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号(又は)職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項第2号の規定により臨時的職員に任命する</p> <p>「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 職（ ） 級に決定する 号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>臨時的任用を更新する 任期は平成 年 月 日までとする</p>	
	<p>(3) 育児休業法第6条第1項第1号又は配偶者同行休業条例第9条第1項第1号の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号(又は)配偶者同行休業条例第9条第1項第1号の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 職（ ） 級に決定する 号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>任期を更新する 任期は平成 年 月 日までとする</p>	
	<p>(4) 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合</p> <p>ア 新規の場合</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 週 時間 分勤務とする 任期は平成 年 月 日までとする 職（ ） 級に決定する 号給を給する</p>	
	イ 更新の場合	<p>任期を更新する 〔週 時間 分勤務とする〕 任期は平成 年 月 日までとする</p>	勤務時間を変更しない場合は、〔 〕の部分は省略する。

	(5) 国、他の地方公共団体の職員をその身分を保有したまま職員に採用する場合	埼玉県「a」に併任する 「b」を命ずる 職() 級に決定する 号給を給する 〔ただし給料は支給しない〕	給料を支給する場合は、〔 〕の部分は省略する。
	(6) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号(第2号)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 円を給する	
	イ 更新の場合	任期を更新する 任期は平成 年 月 日までとする	
	(7) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条の規定により任期を定めて職員を採用する場合 ア 新規の場合	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項(第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 円を給する (又は) 職() 級に決定する 号給を給する	
	イ 更新の場合	任期を更新する 任期は平成 年 月 日までとする	
承認及び昇格	(注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	「b」を命ずる 〔 職() 級に昇格させる 号給を給する〕 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則による給料 円を給する	昇任のみの発令の場合は、〔 〕の部分は省略する。 昇格のみの発令の場合は、「「b」を命ずる」の部分は省略する。
降任及び降格	(1) 法第28条第1項の処分として行う場合	地方公務員法第28条第1項第号の規定により「b」を命ずる 〔 職() 級に降格させる 号給を給する〕 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する	降任のみの発令の場合は、〔 〕の部分は省略する。
	(2) (1)以外の場合	処分の根拠の記載を除き、(1)に定める記載形式の例による。	

転任	任命換え	職員の種類を異にして異動する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	埼玉県「a」に任命換えする 「b」を命ずる (職() 級に決定する号給を給する) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する	[]の部分は、給料表の適用を異にする異動の場合に用いる。
	配置換え	勤務課所を異にして異動する場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	「b」を命ずる (職() 級に決定する号給を給する) 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する	
	転入	管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、職員の職に任命する場合	採用の場合の(1)に定める記載形式の例による。	
	出向	職員を管理者以外の者を任命権者とする県の職員に転出させる場合	「c」へ出向を命ずる	
	併任	管理者以外の者を任命権者とする県の職員を、その職を保有したまま職員の職に任命する場合	採用の場合の(4)に定める記載形式の例による。	
	併任の解任		埼玉県「a」併任を命ずる	
	兼職	異なる職員の種類の職及び他の課所の職を兼ねる場合	兼ねて埼玉県「a」に任命する兼ねて「b」を命ずる	
	兼職の解任	兼職の項の兼職を解く場合	埼玉県「a」兼任を免ずる「b」兼職を免ずる	
昇給	(1) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員を昇給させる場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	埼玉県人事委員会規則7 221 第 条第 項第 号の規定に準じ 号該当昇給区分に決定した 職() 級 号給を給する 〔埼玉県人事委員会規則7 221第 条第 項の規定に準じ昇給しない〕 (又は) 人委第981号第 条関係第 項 の規定に準じ 号該当昇給区分に決定した 職() 級 号給を給する 〔埼玉県人事委員会規則7 221第 条第 項の規定に準じ昇給しない〕 平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する	[]の部分は、五号該当昇給区分の場合に用いる。	

	(2) 給与条例第4条第6項及び第7項の規定により特定職員以外の職員を昇給させる場合 (注) 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定により給料の切替えに伴う経過措置を受ける場合	職() 級 号給を給する (埼玉県人事委員会規則7860附則第2項第1号準用)平成18年埼玉県病院事業管理規程第4号附則の規定による給料 円を給する	
	(3) その他の場合	埼玉県人事委員会規則7221第 条 〔後段 (又は) 第 項及び第 項)の規定に準じ昇給しない	
給料表改定に伴う給料の額の変更	(1) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定による給料の額が変更された場合((2)に掲げる場合を除く。)	平成 年埼玉県病院事業管理規程第 号の施行に伴い、平成18年病院事業管理規程第4号附則の規定による給料として給する額を 円とする	
	(2) 埼玉県病院局職員給与規程を改正する規程(平成18年病院事業管理規程第4号)附則の規定による給料の額が支給されないこととなった場合	平成 年埼玉県病院事業管理規程第 号の施行に伴い、平成18年病院事業管理規程第4号附則の規定による給料は支給されないこととなった。	
事務取扱	職員に他の同等又は下位の職の事務を取り扱わせる場合	「b」何某海外出張中	
	ア 外国出張中事務取扱を命ずる場合	「b」事務取扱を命ずる	
	イ 病気療養中事務取扱を命ずる場合	「b」何某病気療養中 「b」事務取扱を命ずる	
	ウ 研修中事務取扱を命ずる場合	「b」何某 において研修中 「b」事務取扱を命ずる	
	エ ア、イ及びウ以外の場合	「b」事務取扱を命ずる	
事務取扱免	事務取扱の項工の場合	「b」事務取扱を免ずる	
心得	職員に他の上位の職の事務を取り扱わせる場合	「b」心得を命ずる	
心得免		「b」心得を免ずる	
派遣	(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく場合	地方自治法第252条の17の規定に基づき へ派遣する派遣期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする (派遣期間の延長) 派遣期間を平成 年 月 日まで延長する	地方自治法第292条において準用する場合を含む
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号)に基づく場合	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき ()へ派遣する 派遣期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	には派遣先の機関の名称を、 にはその所在地を記入する。

		<p>派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する</p> <p>(又は)</p> <p>派遣期間中給与を支給しない (派遣期間の延長)</p> <p>派遣期間を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>延長に係る期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の を支給する</p> <p>(又は)</p> <p>延長に係る期間中給与を支給しない</p>	
	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる	
派遣の解任・職務復帰	(1) 地方自治法に基づく場合	(派遣の解任)への派遣を解く	
	(2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に基づく場合	(派遣の解任)への派遣を解く (派遣期間満了による職務復帰) 派遣期間の満了により職務に復帰した	
	(3) その他の場合	(1)の例に準ずる。	
駐在		駐在を命ずる	
駐在の解任		駐在を解く	
休職	(1) 心身故障により休職する場合	地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる 休職期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする (休職期間の延長) 休職期間を平成 年 月 日まで延長する	
	(2) 刑事事件の起訴により休職する場合	地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる 休職期間は当該刑事事件が裁判所に係属する間とする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の とする (又は) 休職期間中給与は支給しない	

	(3) 分限条例第2条の規定により休職する場合	職員の分限に関する条例第2条の規定により休職を命ずる休職期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする 休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の とする (休職期間の延長) 休職期間を平成 年 月 日まで延長する	
復職	(1) 休職中の職員を職務に復帰させる場合	復職を命ずる 〔平成 年 月 日から平成 年 月 日までの休職期間中の給与は病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条の規定により全額支給することとする (公務災害認定(認定番号)による) (又は) (通勤災害認定(認定番号)による)〕	〔)の部分は、休職処分後に公務災害又は通勤災害の認定があった場合に用いる。 なお、上記の場合で既に復職している場合には、〔)の部分のみ発令する。
	(2) 休職期間の満了により職務に復帰した場合	休職期間の満了により復職した	
分限免職		地方公務員法第28条第1項第号の規定により免職する	
戒告		地方公務員法第29条第1項第号の規定により戒告する	
減給		地方公務員法第29条第1項第号の規定により 月間給料の月額の 分の を減給する	
停職		地方公務員法第29条第1項第号の規定により 月(日)間停職する	
懲戒免職		地方公務員法第29条第1項第号の規定により免職する	
失職		地方公務員法第16条第号に該当したので同法第28条第4項の規定により失職した	
免職	法第29条の2第1項各号に規定する職員を免職する場合	免職する「d」	
退職	(1) 職員が定年退職をする場合	職員の定年等に関する条例第2条の規定により平成 年 月 日限り定年退職	
	(2) 職員がその意により退職する場合	辞職を承認する 〔職員の退職手当に関する条例(昭和38年埼玉県条例第18号)第22条第 項の規定により退職手当を支給しない〕	
	(3) 採用の項(4)に定める職員が退職する場合	埼玉県「a」併任を免ずる	
勤務延長	(1) 勤務延長を行う場合	平成 年 月 日まで勤務延長する	
	(2) 勤務延長の期限を延長する場合	勤務延長の期限を平成 年 月 日まで延長する	

	(3) 勤務延長の期限を繰り上げる場合	勤務延長の期限を平成 年 月 日に繰り上げる	
	(4) 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となった場合	期限の定めのない職員となった	
	(5) 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合	職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により平成 年 月 日限り退職	
再任用	(1) 再任用を行う場合 (2) 再任用の任期を更新する場合 (3) 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合 (4) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合	地方公務員法第28条の4第1項(第28条の5第1項、第28条の6第1項、第28条の6第2項)の規定により埼玉県「a」に任命する 「b」(4週につき 時間 分勤務)を命ずる 任期は平成 年 月 日までとする 職() 級に決定する(職員の給与に関する条例第4条第12項準用) (又は) (職員の給与に関する条例第4条の2準用) 再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する 任期の定めのない職員となった 地方公務員法第28条の4(第28条の5、第28条の6)の規定による任期の満了により平成 年 月 日限り退職	地方公務員法第28条の4第1項、第28条の6第1項の規定による任用の場合は、「(4週につき 時間 分勤務)」の部分は省略する。
任期満了			通知書の交付はしない。
一般職に属する臨時または非常勤の任免等			別に定める。

注1 記載形式の欄中「a」等とあるのは、次の区分による。

「a」 職員の種類を記入する。

「b」 組織等及び職の名称を記入する。

(例) 病院局経営管理課長、埼玉県立循環器・呼吸器病センター看護部技師

「c」 埼玉県知事部局、埼玉県議会事務局、埼玉県選挙管理委員会、埼玉県監査事務局、埼玉県教育委員会、埼玉県人事委員会事務局、埼玉県労働委員会事務局、埼玉県警察本部、埼玉県企業局又は埼玉県下水道局と記入する。

「d」 根拠法令又は理由を記入する。

2 1人の職員について同時に2以上の人事異動を併せて行う場合、通知書への記載は、次の順による。

- (1) 職員の種類(埼玉県職員又は臨時的職員)
- (2) 職
- (3) 任期
- (4) 給料
- (5) その他

別表第二（第二十一条、第二十一条の二及び第二十一条の三関係）

区分	発令事由	通知書の記載形式	備考
承認	(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により自己啓発等休業を承認する場合	自己啓発等休業を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(2) 職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により自己啓発等休業を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった自己啓発等休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認する場合	育児休業を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(4) 育児休業法第2条の規定により育児休業を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった育児休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(5) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を承認する 期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	「ア」の記号をもって表示する事項は、「週 時間勤務」(時間の部分には、職員の1週間当たりの勤務時間を表示する。)とする。
	(6) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(7) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務と異なる内容の育児短時間勤務を承認する場合	育児短時間勤務(ア)を取り消し、平成 年 月 日付で請求のあった育児短時間勤務(イ)を承認する 育児短時間勤務の期間は平成 年 月 日までとする	「ア」又は「イ」の記号をもって表示する事項は、取り消された育児短時間勤務又は取消し後に承認される育児短時間勤務に係る「週 時間勤務」(時間の部分には、職員の1週間当たりの勤務時間を表示する。)とする。
	(8) 職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認する場合	配偶者同行休業を承認する期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする	
	(9) 職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認しない場合	平成 年 月 日付で請求のあった配偶者同行休業については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
延長	(1) 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合	自己啓発等休業の期間を平成 年 月 日まで延長することを承認する	
	(2) 職員の自己啓発等休業に関する条例第7条の規定により自己啓発等休業の	平成 年 月 日付で請求のあった自己啓発等休業の期間の延長については承	

	期間の延長を承認しない場合	認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(3) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認する場合	育児休業の期間の延長を承認する 期間は平成 年 月 日までとする	
	(4) 育児休業法第3条の規定により育児休業の期間の延長を承認しない場合	平成 年 月 日付けで請求のあった育児休業の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(5) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認する場合	育児短時間勤務の期間を平成 年 月 日まで延長することを承認する	
	(6) 育児休業法第11条の規定により育児短時間勤務の延長を承認しない場合	平成 年 月 日付けで請求のあった育児短時間勤務の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(7) 職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の規定により配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合	配偶者同行休業の期間を平成 年 月 日まで延長することを承認する	
	(8) 職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の規定により配偶者同行休業の期間の延長を承認しない場合	平成 年 月 日付けで請求のあった配偶者同行休業の期間の延長については承認しない (理由) 〔必要に応じて記入〕	
失効等	(1) 地方公務員法第26条の5第4項の規定により自己啓発等休業の承認が失効した場合	地方公務員法第26条の5第4項の規定により平成 年 月 日をもって自己啓発等休業の承認は失効した	
	(2) 地方公務員法第26条の5第5項の規定により自己啓発等休業の承認を取り消す場合	地方公務員法第26条の5第5項の規定により平成 年 月 日をもって自己啓発等休業の承認を取り消す	
	(3) 育児休業法第5条第1項の規定により育児休業の承認が失効した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定により平成 年 月 日をもって育児休業の承認は失効した	
	(4) 育児休業法第5条第2項の規定により育児休業の承認を取り消す場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定により平成 年 月 日をもって育児休業の承認を取り消す	
	(5) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認が失効した場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条の規定により平成 年 月 日をもって育児短時間勤務の承認は失効した	
	(6) 育児休業法第12条の規定により育児短時間勤務の承認を取り消す場合	地方公務員の育児休業等に関する法律第12条の規定により、平成 年 月 日をもって育児短時間勤務の承認を取り消す	
	(7) 地方公務員法第26条の6第5項の規定により配偶者同行休業の承認が失効した場合	地方公務員法第26条の6第5項の規定により平成 年 月 日をもって配偶者同行休業の承認は失効した	
	(8) 地方公務員法第26条の6第6項の規定により配偶者同行休業の承認	地方公務員法第26条の6第6項の規定により平成 年 月 日をもって配偶者	

	を取り消す場合	同行休業の承認を取り消す	
職務復帰	(1) 地方公務員法第26条の5第4項又は第5項の規定による自己啓発等休業の承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合	平成 年 月 日から職務に復帰した	
	(2) 育児休業法第5条第1項又は第2項の規定による育児休業の承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合	平成 年 月 日から職務に復帰した (理由) 〔必要に応じて記入〕	
	(3) 育児休業法第12条の規定による育児短時間勤務の承認の失効又は取消しにより育児短時間勤務が終了した場合	育児短時間勤務は終了した	
	(4) 地方公務員法第26条の6第5項又は第6項の規定による配偶者同行休業の承認の失効又は取消しにより職務に復帰した場合	平成 年 月 日から職務に復帰した	

第四号様式の次に次の一様式を加える。

第5号様式（第二十一条の三関係）

配偶者同行休業通知書

（職員の種類）

（氏名）

（通知書の記載形式の内容を記入）

平成 年 月 日

埼玉県病院事業管理者 氏 名印

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県下水道事業管理者 土屋 綱 男

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五

号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第十号）」の下に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年七月十五日

埼玉県下水道事業管理者 土屋 綱 男

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十号管理者決裁事項の欄中16を18とし、同欄15中「12」を「16」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄中14を16とし、13を15とし、同欄12中「9」を「13」に改め、同欄12を同欄14とし、同欄11を同欄13とし、同欄10中「7」を「11」に改め、同欄10を同欄12とし、同欄中9を11とし、8の次に次のように加える。

9 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第三十七号）第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、局長、契約局長及び総合技術センター所長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

10 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、9の承認を取り消すこと。
別表第二第十号局長専決事項の欄中19を21とし、同欄18中「15」を「19」に改め、同欄18を同欄20とし、同欄中17を19とし、16を18とし、同欄15中「12」を「16」に改め、同欄15を同欄17とし、同欄14を同欄16とし、同欄13中「10」を「14」に改め、同欄13を同欄15とし、同欄中12を14とし、11の次に次のように加える。

12 職員の配偶者同行休業に関する条例第二条（同条例第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、課長、副参事、技術評価幹、総合技術幹、主席工事検査員及び地域機関の長の配偶者同行休業の承認をし、又は配偶者同行休業の期間の延長を承認すること。

13 地公法第二十六条の六第六項の規定に基づき、12の承認を取り消すこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域自立支援グループあん

三 代表者の氏名

沖田 博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市栄町五番三十号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことよって障害者及び高齢者の福祉の増進を図り、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人山のめぐみ
- 三 代表者の氏名
田中 進
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県比企郡ときがわ町大字田中四〇九番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民に対し山林や里山の有する緑地資源としての優れた価値及び古来より山村で営まれた循環型社会の形成に資する文化の保存と継承を都市と農村の交流を図りながら啓発し、もって生活文化の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システムデータベースサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年5月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

66,744,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年4月11日

告 示

埼玉県告示第千十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県総務事務システムソフトウェアの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部総務事務センター総務事務システム第一担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年5月21日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

156,212,452円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年4月11日

告 示

埼玉県告示第千二百十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

熊谷スポーツ文化公園屋内運動施設膜屋根等復旧工事

(2) 工事場所

埼玉県熊谷市上川上300番地

(3) 工事期間

契約確定の日から平成28年3月10日(木)まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 目的

破損した熊谷スポーツ文化公園屋内運動施設の膜屋根等の復旧工事を行う。

イ 規模及び構造

鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、4階建て、延べ面積 30,055㎡

ウ 主な工事内容

膜屋根、軒天、建具及び人工芝等復旧工事

2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)に基づき、総合評価方式により落札者を決定する。総合評価方式の実施については、埼玉県総合評価方式活用ガイドライン(平成26年4月1日施行)、埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成23年12月22日付け入企第143号。以下「低入札要領」という。)及び総合評価方式に係る入札説明書による。

(1) 方式

技術提案型Aタイプ

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成26年5月1日施行)に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成26年7月15日（火）から同年9月2日（火）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、埼玉県ホームページの電子入札総合案内の「入札情報公開システム」に掲載する。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にとっては、郵送）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成26年7月16日（水）午前9時から同年8月5日（火）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成26年7月16日（水）午前9時から同年8月7日（木）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成26年8月12日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成26年8月18日（月）午後3

時まで上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム(電子入札システムにより通知できない者にとっては、郵送等)により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名及び説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成26年7月16日(水)午前9時から同年7月29日(火)午後3時まで(郵送の場合は、平成26年7月28日(月)必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。)

8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年8月4日(月)までに電子入札システムに掲示する。電子入札システムに掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通)

入札参加者は質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

9 入札書の提出期間等

入札書の提出期間等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書の提出期間

平成26年8月29日(金)午前9時から同年9月2日(火)午後5時まで

(2) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札課大規模工事担当

イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

上記(1)のとおりとする。

(3) 開札日時

平成26年9月3日(水)午前9時30分

10 入札に参加できる者の形態

- (1) 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。
- (2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱(平成25年9月1日施行)(第10条第1項第1号及び第6号を除く。)によること。ただし、以下の形態をとることはできない。

ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。

イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成23年度及び平成24年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

(3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,250点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員(以下「その他構成員」という。)は、その総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審

査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成25・26年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成25年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成6年4月1日から本件入札の公告日までの間に、大空間構造（吊、膜又はシェル等）がある延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。また、その他構成員の施工実績は問わない。

(5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が5,000㎡以上のものに限る。）において、全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4,500万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5,000万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出受付期間の終期日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更正手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

カ 経常建設共同企業体でないこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

15 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒360-0826 埼玉県熊谷市赤城町1丁目147番3号 埼玉県営繕工事事務所建築担当 電話 048-524-2595 ファクシミリ 048-520-1050

イ 依頼書提出期間

平成26年7月15日（火）午前9時から同年8月29日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

平成26年9月2日（火）

(3) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743(直通) ファクシミリ048-830-
4915

イ 提出期限

平成26年9月2日(火)午後5時まで

- (4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記(4)ア(ウ)にあっては、郵送)により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(4)ア(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(7) 利付国債

(1) 埼玉県債

(ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成26年9月2日(火)午後5時まで

- (5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)

との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

- (6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成26年9月30日(火)までの期間を含むこと。

- (7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。ただし、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。

なお、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

- (2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(2)ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

- (3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

- (4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない。

17 支払条件

- (1) 前金払

する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

- (2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

- (3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

18 現場説明会

開催しない。

19 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼

玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)。

20 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立ち会いは求めない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上(電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等)で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和

22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 評価値又は総合評価点が最も高い者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

ケ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(ク) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかったもの

コ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 手続における交渉の有無

無

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

- (6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

- (7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

22 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

23 Summary

- (1) Nature of Services Required

Restoration Construction Work of the Membrane Roof of the Exercise Facilities within the Kumagaya Sports Culture Park

- (2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. July 16 (Tuesday) until 5 p.m. August 5 (Tuesday)

- (3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. July 16 (Tuesday) until 5 p.m. August 7 (Thursday)

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. August 29 (Friday) until 5 p.m. September 2 (Tuesday)

- (5) Date and Time of Bidding

September 3 (Wednesday) at 9:30 a.m.

- (6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division
Department of General Affairs
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku
Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
TEL:048-830-2743 FAX:048-830-4915

告 示

埼玉県告示第千二百一十一号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第十九条第一項の規定に基づき、市民管理協定の認定をしたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 認定市民管理協定の名称
市民緑地市民管理協定（第四号）
- 二 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域
埼玉県北本市大字北本宿一五九番一の一部
- 三 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法
イ 協定区域内における森林の整備又は景観の整備をするために必要な樹木の枝打ち、下草刈り、間伐、保育、病害虫の防除その他当該緑地を良好な状態に保つために必要な行為
ロ 協定区域内における緑地保全のための研修
ハ 協定区域内における自然観察や環境教育
- 四 認定市民管理協定の有効期間
平成二十六年六月四日から平成三十一年六月三日まで
- 五 認定市民管理協定の認定年月日
平成二十六年七月二日

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）志木ショッピングセンター

埼玉県志木市本町六丁目二千二百三十一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 交通安全対策について

（一） 来店者が多くなると思われる午後の時間帯は、通学路には掛かっているもの、近隣にある志木小学校、志木第三小学校の児童の下校時刻と重なるため、駐車場出入口及び搬入車両専用出入口に交通整理員を配置する等安全確保の徹底を図り、児童への配慮に努めていただきたい。

（二） 直近の交差点は、自転車等の事故が多い個所であることから、駐車場進入ルート案内看板を設置し、交通渋滞緩和および事故の抑制に努めていただきたい。

二 駐車場・駐輪場について

（一） 駐車場内および搬入車両についてのアイドリングストップを徹底していただきたい。

（二） 閉店後の駐車場・駐輪場については、青少年の健全育成の観点から青少年のたまり場にならないよう、警備員の巡回など必要な措置を講じていただきたい。

三 店舗運営について

（一） A棟については、午前九時から午後十時、B棟の一部は、二十四時間の営業時間を設定しているのが、騒音、照明等に十分配慮するとともに近隣住民から騒音などに関する苦情が発生した場合は、誠意をもって対応し、その解決にあたっていただきたい。

四 防災対策への協力について

（一） 災害の発生またはそのおそれがある場合には、地域住民の一時避場所として駐車場内の利用について協力をいただきたい。

五 廃棄物の減量化及び資源化への協力について

(一) 事業系ごみについては、許可事業者による適正な処理はもとより、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源化に努めていただきたい。

(二) 廃棄物の保管については、周辺環境に配慮していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク加須店

埼玉県加須市久下四丁目十一番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

1 交通安全対策について

- (1) 交通安全に留意し、前面道路との出入口付近に安全確認の支障となる構造物や植栽の設置を行わないこと。
- (2) 防犯対策に留意し、敷地内に屋外照明灯などを設置して夜間の利用に支障のないようにすること。

- (3) 開店時等、来店者の増加が見込まれるときには、適宜、交通誘導員や案内看板等を設置して、交通事故の防止や交通渋滞の緩和に努めること。

- (4) 店舗所在地は、加須小学校の通学路と隣接しているほか、花崎北小学校及び昭和中学校にも近く、資材搬入経路が通学路と重なる場合があることから、児童生徒の安全確保に十分留意していただきたい。

- (5) 各学校から児童生徒に対し工事車両等に対する注意喚起をおこなうため、工期、搬入経路、工事車両の種類、通行頻度等について加須市教育委員会学校教育課あて文書等によりお知らせいただきたい。

2 騒音対策等について

- (1) 埼玉県生活環境保全条例に基づく特定建設作業を行う場合には、適正に手続きを行うこと。

- (2) 騒音・振動について、関係法令の規制・基準等を順守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること（特に住宅近くに設置される騒音・振動発生源について、十分な対策を願いたい。）

- (3) 一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車 of 励行、クラクション抑制を促す措置を図ること。

- (4) 荷捌き車両に対するアイドリングストップ・夜間の積み降ろし作業の自

肅等の措置を図ること。

- (5) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮すること。
 - (6) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応を願いたい。
- 3 電波障害について

加須市建造物等によるテレビ電波障害に関する指導要綱の対象施設となるため、適正に手続を行うこと。

4 ごみ対策について

- (1) 事業活動に伴って生じる廃棄物を自らの責任において適正に分別し処理すること。

- (2) 廃棄物の再生利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めること。

- (3) 駐車場などの周辺に来店者が投棄したごみが近隣に散乱、飛散し、周辺住民の迷惑にならないよう清掃を行うなど、環境美化に努めること。

5 周辺自治協力団体への説明について

工事の着手及び事業の展開に当たっては、周辺の自治協力団体（自治会・町内会・区）や住民への十分な説明等にご配慮いただきたい。

6 商工団体への参画等について

加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として地域経済の活性化に努めていただきたい。

7 地元雇用の取組について

従業員等を雇用する際には加須市民の積極的な採用に努めていただきたい。

8 その他全般的事項

「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく開発行為等事前協議の結果を遵守すること。

二 縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 生活道路である市道五一三七号線で、歩行者・自転車利用者が交通事故の危険に遭わない具体策を取ってください。

市道五一三七号線は、元々生活道路で交通量も多い道路です。歩道幅二・五メートルと狭く、現在でも自転車・歩行者が併走し危険な状態です。

大店立地法に基づく説明会でも、質問・意見が市道五一三七号線に関して集中しました。交通弱者である自転車、歩行者へ、より一層の安全対策を講じるよう具体案を明示してください。

参考「開業後沿道利用者の交通安全に配慮すべき主な施設等」

市立諏訪小学校の通学路、市立東中学校の自転車通学路、市役所、キラリ ふじみ（市民会館）、総合体育館、中央図書館、市民福祉活動センター「ぱれっと」、健康増進センター（医師会第二休日診療所併設）市立第三保育所、市立第五保育所、北原幼稚園、すすく保育園、市民プール、路線バス停留所

来店・帰宅経路図及び交差点評価（図4 1）は、現実を正しく反映していません。私たちの住む富士見ニュータウンは、届出施設と隣接し、二五四バイパス無料化以前から、渋滞時のう回路・抜け道として、並行する市道五一三七号線が利用されていました。「（仮称）ららぽーと富士見」開業後も一層の交通集中が予測され、本件経路図から除外されていることは、現実的ではありません。交通渋滞を回避するため、経路図を再検討してください。

市道五一三七号線に接した出入口9は、富士見ニュータウン西部地域からの車両誘導口となり、交通環境の悪化の要因となるため、閉鎖案も含め、

運用方法を再考してください。当該届出書に伴う説明会でこの出入口は初めて車両用であることが判明しました。しかも前項の通り来店・帰宅経路図にも記載がありません。従来より、交通への危険が問題視され、設置者は、住民への説明会では「設けない」、その後「近隣住民のための歩行者・自転車専用」入口にするとしています。今の計画のままだと最悪の混雑状況となり車での外出、緊急車両の出勤にも影響が予想されます。住民の生活環境への影響を、最小限に食い止めるような具体案を明示してください。市道五一〇六号線出口一の右折誘導を、出口利用時間中は誘導員を配置し遵守させてください。富士見ニュータウン住宅地内道路が、来店・帰宅車両の抜け道進入、渋滞う回路になり、住民が交通事故に遭う危険性があります。出口一から絶対に車が左折できない具体策を明示してください。

自転車走行車の安全環境を守ってください。二五四バイパスは、県が推奨する「自転車みどころスポットを巡るルート一〇〇」で、指定されている人気のコースです。多数のサイクリング愛好者が、土日、平日を問わず楽しんでいきます。愛好者・市民が交通事故に遭わないよう、安全対策を確保してください。

(2) 開業後に騒音・臭気・交通量調査等を行い、届出書の推計と差異が生じ住環境に影響がある場合、速やかに改善してください。

届出書の交通量調査は、現実を反映していません。市道五一三七号線、市道五一〇六号線の交差点は無視されています。納得できる資料を提示してください。

二五四バイパス新設交差点一の交通量推計は、再度行ってください。本交差点は現在まで、一方通行出口であり、完成後の評価結果の信頼性はありません。また、届出書の交通量推計は、「設置者の既存店舗の実績により推計した」とありますが、本件に類似店舗のデータを流用するのは、説得性が無く乱暴です。他者のデータ流用でなく、設置者として責任ある調査を約束し、近隣住民への説明を誠実に行ってください。

市道五一三七号線は、出入口三箇所設定していながら、交通量推計でも一切無視しています。さらに、一年前の県「平成二十二年度道路交通センサス」調査の実施結果との、刷り合わせも見られません。埼玉県の大規模小売店舗立地法の周辺住民への影響について、設置者としての誠意が感じられません。開業後の周辺交通量調査を指示して、富士見ニュータウン住民の生活環境への影響を、最小限に食い止めてください。

五月に富士見ニュータウン住民宅のテレビ電波障害が、発生しています。

工事原因と知らず、家電業者に修理発注した方、買い替えを検討した住民もありました。電波障害・騒音調査についても、開業後の調査を指示し、巨大商業施設からの生活環境への影響を最小限にしてください。

二 縦覧期間

平成二十六年七月十五日から平成二十六年八月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、平成二十六年四月八日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	埼玉県第 六八六号
肥料の種類	混合有機質 肥料
肥料の名称	K B S P
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 四・〇 りん酸全量 五・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 規格は公定規格 のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	株式会社コバヤシユ ニオン 東京都板橋区前野町 三丁目七番四号

告 示

埼玉県告示第千二十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六六七号	乾燥菌体 肥料	メイジ乾 燥菌体肥 料	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十九 年三月十六 日	株式会社明治 東京都江東区新砂 一丁目二番十号
埼玉県第 六六八号	混合有機 質肥料	サナーグ ロス	窒素全量 一・八 りん酸全量 五・五 加里全量 三・三 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十九 年四月十三 日	株式会社サナ 埼玉県所沢市東所 沢和田一丁目四十 一番地の六

埼玉県第 六二三号	乾燥菌体 肥料	6・2千 成乾燥菌 体肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十九 年四月二十 四日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七五三番地一
埼玉県第 六六九号	消石灰	ネオシヨ ツト	アルカリ分 七十五・〇	平成三十二 年四月二十 七日	菱光石灰工業株式 東京都千代田区神 田富山町十番地二
埼玉県第 六七〇号	消石灰	ネオシヨ ツトRX	アルカリ分 七十八・〇	平成三十二 年四月二十 七日	菱光石灰工業株式 東京都千代田区神 田富山町十番地二

埼玉県第 六三九号	副産動物 質肥料	副産動物 質肥料1 0号	窒素全量 一〇・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十九 年六月二十 八日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一 号
埼玉県第 六六一号	副産植物 質肥料	副産植物 質肥料1 0号	窒素全量 一〇・〇	平成三十二 年五月二十 二日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一 号
埼玉県第 六六一号	副産植物 質肥料	副産植物 質肥料 9・5号	窒素全量 九・五	平成三十二 年五月二十 二日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一 号

告 示

埼玉県告示第千二十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に変更があった旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更後		変更前	変更内容
代表取締役 恩 田 竜 太		代表取締役 九 鬼 理 宏	
代表者の変更			変更事項
KIWOOD			肥料の種類
埼玉県第 六六六号			登録番号

告 示

埼玉県告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字寺竹字東桂一二二六の四から一二二六の七まで
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、備前渠用水路土地改良区理事長からの申請に係る同土地改良区及び明戸南部土地改良区の合併を平成二十六年七月四日認可した。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 合併後存続する土地改良区

イ 名称

備前渠用水路土地改良区

ロ 事務所の所在地

熊谷市

二 合併により解散する土地改良区

明戸南部土地改良区

告 示

埼玉県告示第千二十号

草加市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三十一号

草加市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第十二十二号

戸田市から戸田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 宗岡さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一地先まで</p> <p>同市上宗岡四丁目七四五番</p>	<p>志木市上宗岡四丁目七四五番</p> <p>一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・〇〇}</p> <p>九・二〇</p>	<p>七・〇〇}</p> <p>七・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

<p>路線名</p>	<p>熊谷寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一二二七番一地从先から同郡同町大字赤浜字南側下町一一九七番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十六年七月十五日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十一年九月四日埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二八三・六〇メートル</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 西 成 秀 幸

菅谷寄居線	路線名
大里郡寄居町大字赤浜字南側下町一二一 四番一地从先から同郡同町大字赤浜字伊波 比東六七三番一地从先まで	供用開始の区間
平成二十六年七月十五日	供用開始の期日
平成二十一年九月四日埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一〇三・四四メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十五年八月二十二日

指令川建セ第二五〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十日

川建セ第二六〇〇五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字上横田字海道上五〇八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷九四九番地五 ヴィヴレー〇一号

中島 侑哉

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十月八日

指令川建セ第二五〇〇八二〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十日

川建セ第二六〇〇五一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字山下九九三番一、九九四番二、九九八番二、九八七番六の一部、九八七番八、九九二番一、九九三番四、九九四番三、九九七番四、九九八番一、九九七番六、九九三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋一〇六六番地

医療法人眞美会麻見江ホスピタル 理事長 馬場 眞美子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年二月十四日

指令川建セ第二五〇一四二〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月九日

川建セ第二六〇〇五五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷字御殿六十五番一の一部、六十六番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷六十六番地

間中 正明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五〇一〇三〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月九日

川建セ第二六 四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字松崎字中ノ町四二四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字久保田一四六五番地 サン ノーブル 一 二号室

勢ノ健、勢ノ佳美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年七月十一日

指令川建セ第二五 一三一一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十四日

川建セ第二六 四七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西ノ谷八五番一、三七八三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪五丁目一番地ニルナ ヴィラージユBニ三

高橋 診

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年二月二十一日

指令川建セ第二五〇一四〇〇号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十日

川建セ第二六 五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字上砂字上町五六〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字上砂五六二番地

木田 諭史

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年六月十六日

指令越建セ第二五〇〇五六一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月九日

越建セ第一七三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松二丁目四百十二番一、四百十三番三、四百十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目七番十五号

山崎建設株式会社 代表取締役 山崎 勝

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十六年五月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十五日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
三和農工株式会社 埼玉県本庄市	H26.5.14 三和農工株式会社 埼玉県本庄市	肉豚肥育用配合飼料	マルサン肉豚用大麦ミートン配合飼料	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	子豚育成用配合飼料	マルサン子豚用A P配合飼料	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
日本飼料株式会社 東京都港区	同上	とうもろこし	とうもろこし	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社鈴栄商事本社工場 千葉県銚子市	同上	魚粉	65%フィッシュミール	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
寿産業株式会社 埼玉県深谷市	H26.5.16 寿産業株式会社 埼玉県深谷市	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	バイプロコール	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	バイプロゲイン	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	バイプロアシスト	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乳牛用、肉牛飼育用混合飼料	ドライミックス	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀨町	H26.5.20 エナーゼ産業(株)本社工場 埼玉県長瀨町	大豆抽出液吸着飼料	ビターゼ	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	同上	ビターゼ 145	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社吉岡油糧 埼玉県北葛飾郡松伏町	H26.5.22 (株)吉岡油糧 第2工場 埼玉県北葛飾郡松伏町	菓子粉	菓子屑	26.5	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

同上	同上	ドライミックス	26. 5	14.6	5.1	0.52	0.57	7.9	5.9									-
エナーゼ産業株式会社 埼玉県長瀬町	H26.5.20 エナーゼ産業 (株)本社工場 埼玉県長瀬町	ビターゼ	26. 5	17.9	4.4	0.06	0.61	2.1	2.7									-
同上	同上	ビターゼ 145	26. 5	17.5	4.7	0.06	0.62	2.1	2.8									-
株式会社吉岡油糧 埼玉県北葛飾郡松伏町	H26.5.22 (株)吉岡油糧 第2工場 埼玉県北葛飾郡 松伏町	菓子屑	26. 5	7.9	7.7	0.16	0.12	0.2	2.2									-

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。